

ました。決算書の数字よりわかることと思つて、適当な
執行がなされてゐるという事を以て報告申し上げまして、終らせて
いただきます。

副議長（渡井明君） 次に収入後より昭和三十一年度福生町一般会
計決算について説明願ふます。

一、二番（中西老蔵君） 先程町長からも説明がなされましたが、特
常に重要な予算であり、又監査委員が数字的には細かく
検討のなされたものと思つてゐる。大きな事業のアウト・ラ
イ・インの說明願ふれば良いと思つて、そのおひきしようの
一、二番（山下幸三君） ぐんぐん中西議員からの発言がありま
した。総括的な説明重層的に行ない、関連して大きな事
業は質疑等を通じてやってみて、おひきは私も住民に對
しても責任の果せると思つて、総括的な説明をお願い

したいと思います。

収入後（大野忠一君） 先程は総括表から説明申し上げました。
附表の一、二でございますが、先程町長から説明がなされました。歳入に
おいては、四百一十八万四千七百四十円の増収となっております。歳出にお
いては、予算残額が四百五十四万三千八百三十八円、これを合せて千
百五十八万二千三百二十八円の残額となつた次第でございます。
又三十五年のりきり三十八年の繰越金も、四百一十三万三千
九百九十九円あります。これをさうするものと差引ますと、三十八年
度においては、繰越金も四百一十三万八千四百八十九円となつて、お
ります。それより附表二で、これは三十八年からの三十九年までの
歳入、歳出の予算です。歳入予算額は、決算額も増加して、お
ります。三十九年からの繰越金も、三十九年からの二億七千九
百九十九円となつて、おりました。附表三は、款割の歳入表でございます。

ます。町税に充てしめては収入状況が良くなったわけではございません。
か、之百万の中五百五十万の収入増があるという数字でございます。
ます。国有提供施設等所在市町村助成金、いわゆる基地交
付金でございます。これは予定通り入っております。地方交付税、
これは予算より一億四千四百五十万増となっております。
最終予算が議決されたから、特別交付税が決定になったと
いう関係もありまして、一億七千万の歳入増となっております。
ます。次の公営企業及財産収入でございます。これは、
二百九十八万の予算に對して、減額となっております。これは、
第三小学校の財産売却の関係で、予定価格で売却しな
かった事により、歳入不足となっております。次に分担金及
負担金、これも予算より少なくなっております。これは保
育園の関係で、歳入も少なくなつたか、支出も少なくなつたという



状況でございます。使用料及手数料は予算より四十万増
となっております。国庫支出金も十四万四千増となつて
おります。都支出金におりても一億四千五百円増となつて
おります。寄附金に對しては、百五十一万の減額となつて
おります。これは水道関係で、大社組合から二百五十万の受附を
受けるという予算がなされておりましたが、最終的に
三十七万から企業会計にたつために、百万円を十一般会計に
ついでして、百五十万円を大社組合にもどしたわけではござい
ません。さうそう関係で、予算より少なくなつております。
繰入金と繰越金は、予算通りでございます。雑収入、これは
徴税の正常金、非常に整理ができて、予算よりも増くな
つております。関係でございます。町債、これは第四小学校の
用地買収費の関係でございまして、合わせまして、予算よりも

百三〇増収をせしめたり。次の附表は科目別の義捐状況
をいふ。予算残額のところは△の印あり。この不足を生いたものもいふ。議金費にわいて十七万五千
百三十円の不足をきたしてあります。役場費にわいて三十三万
四千円不足。消防費に十萬五千円、土木費に百二十三
万四千円、教育費に十七万四千円、社会及労働施設費に
四十萬一千円、保健衛生費に十八万八千円、産業経済費に
三十七万八千円、感養費に八万三千円、統計調査費に
一万四千円、送達費五万八千円、その他にわいて百八十四万
八千円、執行率に九十七・二〇という数字に達してあります。
次の表は当初予算より追加予算を合せた最終的に

使われ金額でありまして、これは予算額ではなく、執行
さい金額をいふ。附表にいふ数字は、これは決算
の中で経費に使われ、投資的のものに使われ、
その他、他金計への繰出と
いふものを項目別に別けた数字をいふ。結局消費
的経費にわいて合計は前年変化四十三・五%であつた。三
十年変化五・一%と消費的経費の方面は上つてあり
ます。次に附表の数字をいふ。これは当初予算から追加
予算が六回あり、第一回は町税と感養費
割等、その感養費による各事業費に使用されたという数
字に達してあります。これは予算額でありまして、最終的には
決算に達してあります。次に三月三十一日現在の町債の現在
高であります。一般会計にわいて学校関係の第一小学校建設

つは、普通と、特別ありまうか。普通交付税は千三百九十九万月。特別交付税は百七十九万二千月入つてあります。次に第三小学校の委託金四十九万九千四百月、このお下付た金額でございませう。あとは予算通り執行されてあります。国庫補助金並に都の支出金関係でございませうか。予算通りか。あのいは、それ以上収入となるやうに………

「議長と呼ぶ者あり」

一十三番（米泉 董一君） 収入役としては、ある程度説明するのりな責任だと思ひますか。内容的に融けまうとせずと相違時間のかかると思ひますので、総括的にやつていただくだけはお良いと思ひます。

一収入役（大野 忠一君） それでは総括表の説明だけで、以上で説明を終らせていただきます。

一副議長（渡井 明一君） ふうり質疑を行ひます。

一二十一番（中西 亮蔵君） 監査委員にちよつとお尋ねしたいと思ひます。収入役の説明では昨年度は徴収率が良かつたと、う事と言われしか、監査委員の意見書の中には、徴収率は良好であるか、なお一層徴収に意を用ひ、事業に支障を期たさないようにしてもらいたい、とあるが、私は「良好であるか」ではない、「良好であつた」という事だと思ひます。監査委員の方には慎重に審議をしていただくわけですが、その点にどうか……

一四番（清水 五一君） たゞいまの指摘でございませうか。収入役から説明がありましたか。おち百パーセントつてあります。一二十一番（中西 亮蔵君） 町税に對しては、おちらく百パーセントという事はないと思ひます。何パーセントか残るものと思ひます。

一回番（清水与一君）一意見書としておしえわけで、これを改め
て作成しておしえてどうしようという事はないと思っております。

一 副議長（渡井明君）これにて質疑を終結いたします。おはかり
いたします。本決算については原案通り認定すること
に此處異議ありませんか。

（異議なしと呼ぶ者あり）

一 副議長（渡井明君）此處異議なしと認めます。さうで昭和三十
年豊福生町歳入歳出決算についてはこれを認定する事
に決定いたしました。

一 副議長（渡井明君）引き続き昭和三十一年豊福生町国民健康
保険特別会計予算の決算について牧大俊より説明願
います。

一 牧大俊（大野忠一君）国民健康保険特別会計の決算について此

説明申し上げます。総括表により申し上げます。国保は年々特
常に保険料の徴収は良しいわけが、昨年よりも二、三%上回
ってあります。一部負担金は全然一入ってきてあります。それから

使用料、手数料は、督促手数料が二、三%増え、入ってあります。国庫
支出金にわたっては予算よりも増額に達してきてあります。
して昨年より二、三%上回ってあります。都の支出金もそれ
に従って増えてきてあります。結局歳入にわたって二、三%、金
額にして二百五十万五千四百三十九円の増収となつてあります。
歳出は二百五十九万五千四百三十九円の増収となつてあります。
準備費の運用はあります。そのまゝに運用してあります。全体
にわたって二、三%執行いたしまして、予算が八十八万四千四百三十九
円とあり、合計で二百五十九万五千四百三十九円の増収となつ
てあります。一般会計から百八十九万四千四百三十九円の増収となつ

ふ、ふれと差引きますと八十万ばかり繰越しとなる。有り
ます。箇單ふふふふふふの説明にひきこせられておきます。

一 副議長（渡井明君） ふふふり質疑を断ります。

（異議なしと呼ぶ者あり）

一 副議長（渡井明君） ふふふり質疑を断ります。おはかりい
ふ。本決算につきましては、認受することにより異議あ
りません。

（異議なしと呼ぶ者あり）

一 副議長（渡井明君） 此異議なしと認めます。ふふ昭和三十一年度
福生町国民健康保険特別会計決算については、東栗通り認
受する事に決定いたしました。

一 副議長（渡井明君） おはかりいたします。昭和三十一年度福生町
上水道特別会計歳入歳出決算、昭和三十一年度福生町公益質屋

特別会計歳入歳出決算、昭和三十一年度福生町と場特別会計
歳入歳出決算、以上三件を一括上程いたしたいと思っております。
ふふ此異議ありません。

（異議なしと呼ぶ者あり）

一 副議長（渡井明君） 此異議なしと認め、さうの決定いたし
ました。

一 副議長（渡井明君） 昭和三十一年度福生町上水道特別会計歳入歳出
決算、昭和三十一年度福生町公益質屋特別会計歳入歳出決
算、昭和三十一年度福生町と場特別会計歳入歳出決算
以上三件を一括議題に提します。収入役より説明を願ひ
ます。

一 収入役（大野忠一君） ふふは、上水道会計の総括表を以
て説明申し上げます。使用料及手数料をふふふふふふ、ふふは水道

の給水料並に水量水器の使用料でございます。五、三〇の増収で
ござります。委託工事収入に於いては五万五千九百三十三円の減で、
八、一五、七〇と成つております。繰入金金は先程一般会計と関
連して二百五十万の繰入のところで百万円に止められておりますの
で、百五十万円の不足と成つております。繰越金は百〇万
雑収入の五十万五千円の収入増で、大体道路の復旧費が主で
ござります。所債の二千九百万円は、大蔵省の資金運用部から借り
まわしております。それから委託工事収入の九十三、九〇、
合せまして予算と比較して九十七万四千八百〇〇円の不足と成
つております。次期出でおりますのは、上水道費が九十三、七〇、学
校費、これは施設の維持修繕費等のものが九十三、七〇、振張工事
費、これは起債二千九百万円の繰入の事業費でございます。こ
れが九十三、五〇の執行に成つております。公債費は先程申し上げ

申し立て起債の償還でございます。繰入金金は八、二〇、準備
費の流用は五、三〇と成ります。以上合せまして歳出が九十三、八〇

予算残額が二百万四千五百元で、歳入不足の九十七万四千八百
元と差を引きますと、百三万九千四百五十四円が翌年度へ――

（飛行機の騒音のその調査取り直し）

水道に於いては以上でございます。次に公害調査屋会計の主なもの
は、運転資金の回収ならぬに利子でございます。これは予定より
も貸付けが少なかったために歳入が少なかったという事から、
九十一、八〇と成つております。物品売却代金、これは流産物の
売却代金でございます。繰越金でございますが、これは三月三十一
日現在の運転資金の繰越金でございます。雑収入は五、三〇、
繰入金金は一般会計から借りまして、九十三万円、合せまして五十
万九千二百三十三円の歳入不足と成つております。歳出に於いては

事務所費ハ八十九%、事業費ニハ貸付金五万五千八百八十九%
公債費ハ先程申し上げました運輸資金の借入金の償還金で
ござります。これを合せまして九十四、四% 差引まして千百
八十四、四の残となつております。次に場合会計にナリまして
使用料及手数料、これはと殺手当、それから冷蔵庫の使用
料でござります。これは百五%、それから築越金ハ百
% 義入にわいて平算よりも四十八万九千二百二十円の増と
なつております。義出にわいては、事務所費で九十八、三%
公債費ハ先程申し上げました起債の償還でござります。
築出金ハ百五十四円はと場合会計より一般会計にナリまして
ものでござります。平備費ハ流用してあります。義入の平
算ハ四十八万九千四、残、義出の残ハ十五万四千円、合せまして
五十九万九千四十四円となつております。以上非常に簡単に

ござります。特別会計の各決算に対する説明を終りませ
ていただきます。

一 副議長（渡井明彦）、「これより質疑を行ないます。」

（質疑なしと判断あり）

一 副議長（渡井明彦）、「これにて質疑を終結いたします。おはかり
いたします。本決算については、それより認定するものと
し、質疑ありませんか。」

（質疑なしと判断あり）

一 副議長（渡井明彦）、「質疑なしと認めます。さうで、議案
第百八号については、一般会計並に各特別会計の全部
を、それより認定する事に決定いたしました。」

一 副議長（渡井明彦）、「日程第十一町道路線の認定について、議案
第百九号は、議題に供します。事務局長をして、議案の朗

読まされたことなり。

(町田議会議事務局長訓読) 省略

一、副議長(渡井明君) 理事者から提案理由の説明を求め
ます。

一、助役(川窪金吉君) 議案第百九号 町道路線の認定について
の説明申し上げます。今日熊川に高校が設置されるにつ
きまして、その敷地内は町道であるわけですが、これを都の
方で買収していただくわけでもござります。従って、この町
道から二百二十番地先に通ずる袋路にござりますとい
う関係が生まれてござります。従ってこの袋路から
工業高校の北側にござりました新道に付け替えて袋路を
無とする事でもござります。この延長が三十三米、幅員一米
八の道路を町道を認定していただくという事でござ

りますのでござります。以上審議のほどお預けいたします。

一、副議長(渡井明君) このより質疑を行います。

(異議なしと呼ぶ者あり)

一、副議長(渡井明君) このより質疑を終結させていただきます。おは
かりいたします。議案第百九号は東栗通り決するに
異議ありませんか。

(異議なしと呼ぶ者あり)

一、副議長(渡井明君) 以上異議なしと認めます。よって議案
第百九号は東栗通り可決いたしました。

一、副議長(渡井明君) 日程第十二福生町清掃条例の一部を改正す
る条例について議案第百十号を議題に供します。事務局
長として議案の訓読をさせていただきます。

(町田議会議事務局長訓読) 省略